

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

《洪水：ハザードマップ》



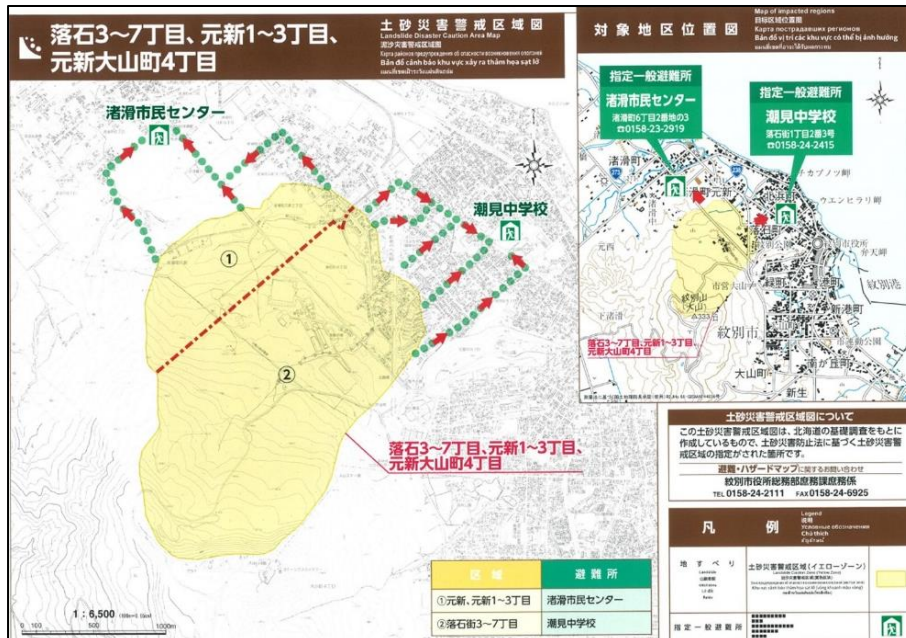
※ハザードマップ出典 紋別市防災ハンドブック（令和4年度版）抜粋

令和2年度まで当市のハザードマップは、1級河川（渚滑川）のみ、想定最大規模降雨の浸水範囲（藻別川は可能性）を掲載していたが、令和3年度、新たに13河川が洪水浸水想定区域指定河川として指定されたため、上記ハザードマップに全てを反映

特に、渚滑川河口付近の渚滑町地区、藻別川河口付近の元紋別地区の侵水深5m未満の地域が確認されること、また、浸水範囲が広がったことから、中・小の市街地への被害が予想されている。

《土砂災害：ハザードマップ》

【土砂災害ハザードマップ（地すべり）】



※ハザードマップ出典 紋別市防災ハンドブック（令和4年度版）抜粋

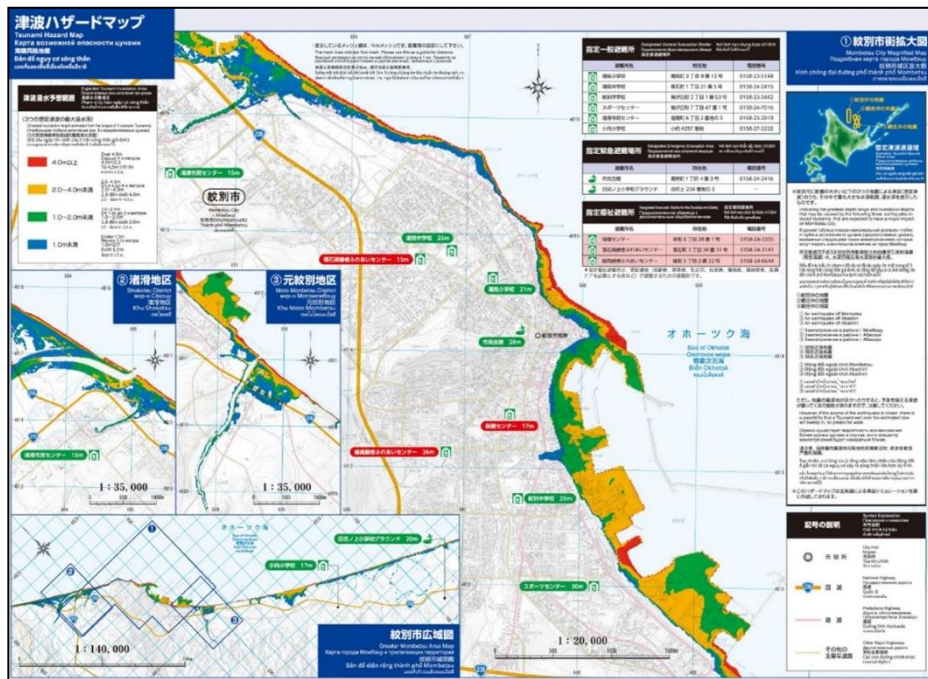
当市のハザードマップによると、市内は34ヶ所の土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜、地すべり）が存在し、土石流については、農地や住家への被害、上記ハザードマップの地すべりについては、住宅街や要配慮者施設への被害が予想される。

《地震：J-SHIS 津波：津波ハザードマップ》

将来の地震発生予測は、地震ハザードステーションの評価によると、今後30年以内に、震度5以上が発生する確率は25.8%と予想されています。

なお、市は現在までに、震度4以上の地震は発生していないが、震度3は過去に9回発生しています。

津波は海外における地震の影響もあり、過去に10回（最大約60cm）発生しており、下図の津波ハザードマップを作成していますが、令和4年度からオホーツク地域を対象に、地震・津波想定が見直されることから、現在のハザードマップにおいても、多くの水産加工業や港湾・船舶への被害を予測しているところ、今後の見直しで、更なる津波浸水想定区域の拡大を見据え、被害の軽減策を検討する必要があります。



※ハザードマップ出典 紋別市防災ハンドブック（令和4年度版）抜粋

《その他》

当市の夏季は、台風や爆弾低気圧、更には、記録的短時間大雨情報などの影響もあり、河川の増水や浸水を主に、雨水出水（内水）も発生し、各種の被害、特に、農業・水産業等が多くの被害を受けています。また、冬季は、暴風・暴風雪により紋別空港を含む交通機関への影響を受ける環境上（気象・地形）の特性があり、年間を通じて自然災害に対する備えが大変重要である。

《感染症》

各種の感染症に係る影響、特に、新型コロナウイルス・新型インフルエンザ等は今後の影響が未知数の感染症であり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 1, 194人 (H26年度経済センサス)
- ・ 小規模事業者数 966人 (" ")

【内訳】

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
建設業	114	104	市内に広く分散している
製造業	107	78	食品の業種は港湾に集中している
卸・小売業	336	231	市内に広く分散している
宿泊・飲食業	196	160	飲食店は市内中心部に集中している
サービス業、その他	441	393	市内に広く分散している
合 計	1, 194	966	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

項 目	年 月	備 考
紋別市地域防災計画	H24. 8	・ H24. 8以降、災対法、防災基本計画及び北海道地域防災計画の改正、また、見直しの必要性に応じて、ほぼ毎年改正を実施 ・ R4. 1現在の計画体系 地域防災計画本冊第1部～第5部 資料編、資料編別冊 (計10種類)
防災訓練の実施	基本的には毎年実施	・ 紋別市の地域の特性をふまえ、陸上災害想定 (風水害・津波等)、海上災害想定 (油流出に係る油防除等) の訓練を隔年で実施 (R3・4年は新型コロナ対策により中止)
各種災害協定の締結	—	○災害に係る協定締結状況 ・ 相互応援 道東6市等 7ヶ所 ・ 応急生活物資 8ヶ所 ・ 情報提供 郵便局等 3ヶ所 ・ 輸送協力 (要配慮者) 北紋バス等 3ヶ所 ・ 輸送協力 トラック協会 1カ所 ・ 応急対策 日本水道協会等 13ヶ所 ・ 燃料 紋別地方石油業協同組合等 2ヶ所 ・ 飲料水等 1ヶ所 ・ 飲料水及び情報提供 1ヶ所 ・ 医療救護活動 紋別医師会等 3ヶ所 ・ 市の施設提供 紋別海上保安部等 2ヶ所 合計：44ヶ所との災害協定を締結

項目	年月	備考
防災備蓄品の整備	H 2 9	<ul style="list-style-type: none"> 平成 2 9 年、備蓄計画（現在は地域防災計画資料編別冊第 15-1「備蓄計画」）を策定し地域防災計画の被害想定に基づき、備蓄品を整備 主食をアルファ化米とし、補助食を 2 種類準備 被害想定人口（1,400 名）に対し、3 食分を保持
紋別市強靱化計画	R 1	今後想定されるだき規模自然災害に備え、紋別市強靱化計画（令和元年～5 年）を策定
自主防災組織や地区防災計画策定に係る啓発	—	<ul style="list-style-type: none"> 市のホームページ、広報誌等を通じて、自主防災組織や地区防災計画策定に関する啓発及び資料等を紹介 防災事業（講座）の場を活用した情報提供
感染症対策の実施	R 2	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策をふまえた内容を地域防災計画に反映させるとともに、資料編別冊として「避難所運営マニュアル」を策定し、感染症対策をふまえた避難所運営について計画 備蓄計画においては感染症対策をふまえた備蓄品（マスク・消毒液等）を計画
市の業務継続計画（BCP）の策定	R 3	市の地域防災計画の被害想定に基づき、災害時に必要な業務継続要領について計画

2) 当会議所の取組

項目	年月	備考
BCP の策定周知	R 2. 1	小冊子を作成し配布
事業者 B C P セミナーの開催	R 2. 1 1	3 名受講
BCP 計画作成支援研修 （北海道商工会議所連合会主催）	R 2. 1 1	1 名受講
BCP 対策研修会 （北海道商工会議所連合会主催）	R 3. 1	1 名受講
損害保険の周知と加入促進	R 3. 1～	会報にパンフレット折込

課題

- ・地域防災計画で定めた緊急時の取組が漠然としており、発災時の対応が不明
- ・協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不在
- ・小規模事業者に対し、感染症対策について周知することが必要
- ・体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要

3 目標

○ 成果目標

業種	商工業者数	小規模事業者数	策定目標（年間）	
			B C P 計画	事業継続力強化計画
建設業	1 1 4	1 0 4	2	2
製造業	1 0 7	7 8	1	1
卸・小売業	3 3 6	2 3 1	2	2
宿泊・飲食業	1 9 6	1 6 0	1	1
サービス業、その他	4 4 1	3 9 3	4	4
合計	1, 1 9 4	9 6 6	1 0	1 0

○ 実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク、発災時における避難所生活の感染症等リスクを認識させる。	セミナー開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と、発災後速やかな復興支援が行える体制の構築	市担当課との会議の開催	年1回
当所の事業継続力計画を策定	商工会議所の災害リスクを低減させることにより、地域で災害が発生した際、小規模事業者への支援を行うための機能を保持するため	令和5年度	
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員の育成	勉強会及び保険会社と共同で巡回指導	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会にあわせて事業継続力強化支援計画連携会議を市商工労働課と年1回開催し、事業に対する評価及び計画等の見直しを行う。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

6 事業継続力強化支援事業の内容

・当所と紋別市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

紋別市	紋別商工会議所
・防災関連の情報提供	・セミナー、個別相談会の開催事業
・事業継続力強化計画策定に係る助言指導	・BCP・事業継続力強化計画策定支援及びフォローアップ
・災害リスクの周知・ハザードマップの利活用	
・関係団体との連携・支援体制強化	
・防災訓練の実施・周知協力	
・応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化計画を当所と当市が共有することにより、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を使いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え水災保障等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明
- ・会報や市広報、ホームページ、LINE公式アカウント等において、本計画を公表する他、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ 商工会議所の事業継続計画の作成

- ・当所の事業継続計画は未策定のため、令和5年度に策定予定。
- ・令和2年に新型コロナウイルス感染対策行動計画を策定。

ウ 関係団体との連携

- ・ 会員向けビジネス総合保険制度等の損害保険制度で連携している損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への啓発普及ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・ 紋別市担当部局と勉強会や情報交換会を開催し、情報の共有を図る

エ フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況について、巡回によるヒアリングにより確認し、収集した情報を紋別市と共有する。
- ・ 事業継続力強化支援計画連携会議において、指導・助言について改善点等協議し、年1回以上のフォローアップを実施する。
- ・ 必要に応じて、専門家や各支援機関と連携するなど迅速に対応する。

業 種	商工業者数	小規模事業者数	フォローアップ回数（年間）	
			BCP計画	事業継続力強化計画
建設業	114	104	2	2
製造業	107	78	1	1
卸・小売業	336	231	2	2
宿泊・飲食業	196	160	1	1
サービス業、その他	441	393	4	4
合 計	1,194	966	10	10

オ 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（M7の地震）が発生したと仮定し、市と当所が合同で、連絡ルート（電話、FAX、メール、SNS等）の複数連絡体制等の確認を実施する。
- ・ 訓練は必要に応じて実施する。

（2）発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後1時間以内に職員の安否確認を実施する。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 管轄保健所による指導や新型コロナウイルスなど対策特別措置法による、道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当所による感染対策を実施する。

イ 応急対策の方針決定

- ・当所と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ※自然災害時の職員出勤について
豪雨における例：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身はまず安全確保を行い、出勤ができる状況（周囲の安全が確認された場合、または、警報解除後）を確認した後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、5日以内に情報共有する。
- ・被災規模の目安は下記を想定する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「屋根がとぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。（連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると想定）
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「屋根がとぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

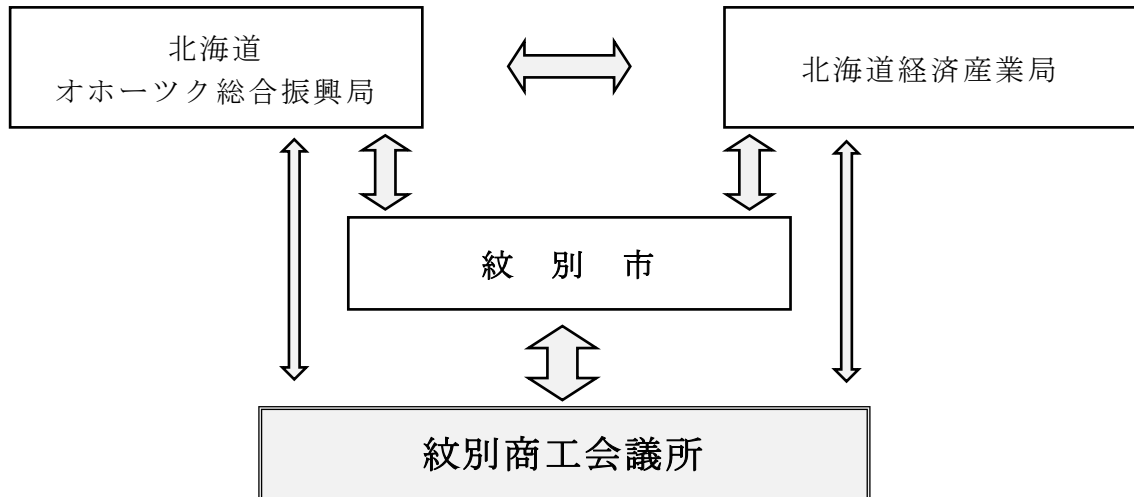
発災後～1週間	1日2回共有	<ul style="list-style-type: none">・人命や生活に大きな影響がある被害等を確認した場合は、その都度共有・2週間以降の情報共有の回数は日に1回とするも、状況により変化があった場合のみの共有とする。
1週間～2週間		
2週間～1ヶ月	1日1回共有	
1ヶ月以降		

- ・当市で計画した「地域防災計画」、「業務継続計画」及び「避難所運営マニュアル」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、道の災害情報等報告取扱要領で指定する方法にて報告するほか、別途指示があった方法にて報告する。

災害情報等報告取扱要領の報告方法



〔(4) 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援〕

- ・相談窓口の開設方法について、紋別市と相談する（当所は、国や道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や道、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはそのおそれがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〔(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援〕

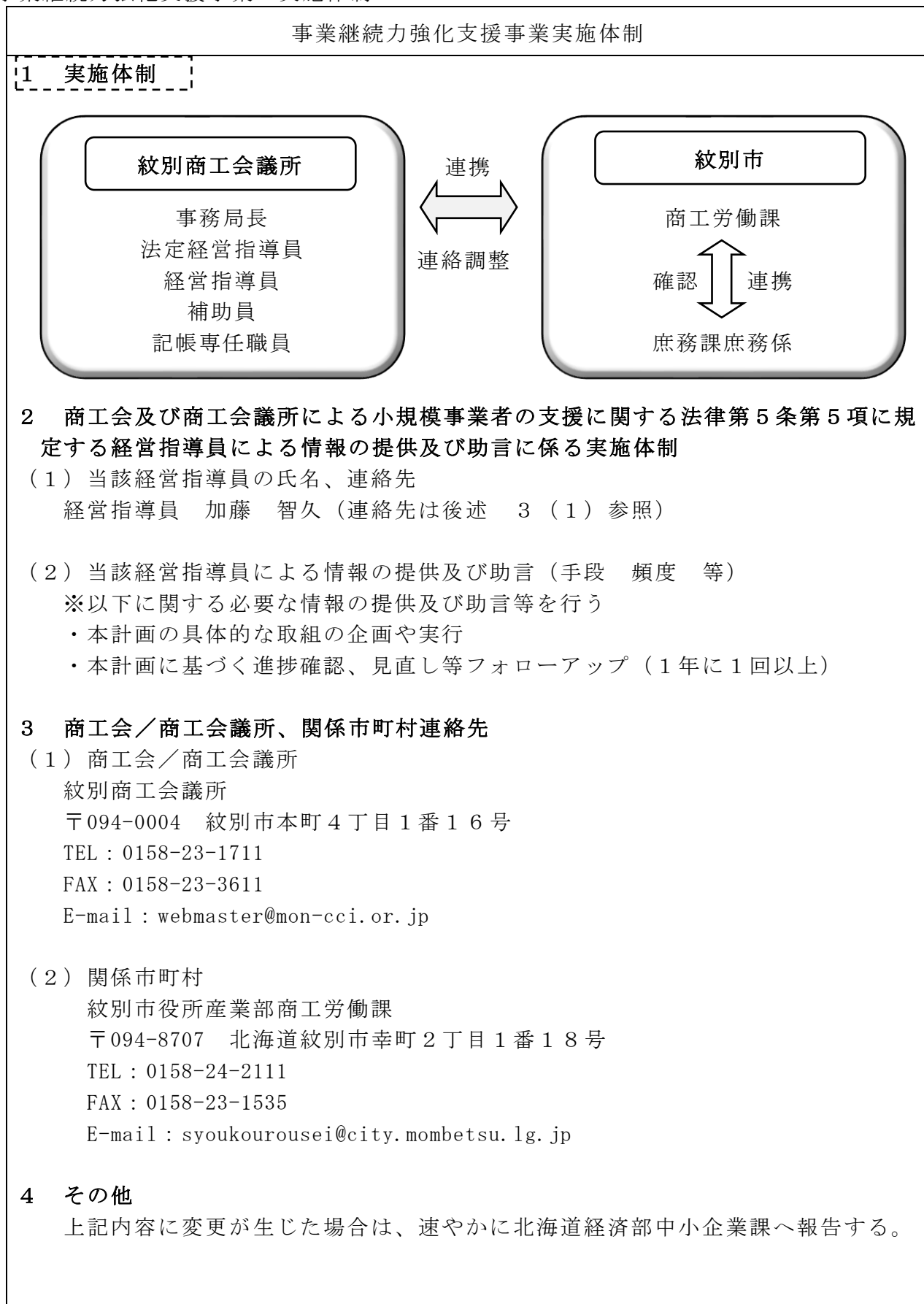
- ・紋別市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、道や北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会等に相談する。

〔(6) その他〕

- ・本計画は、紋別商工会議所及び紋別市のホームページ及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変化が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別紙 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
必要な資金額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンプ等印刷等	50	50	50	50	50

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、道補助金、市補助金、事業収入 等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。